○飲食店用ガイドライン

3つの約束

- ・うつらないために手指の消毒
- ・うつさないためにマスクの着用
- ・ひろめないために体調不良はおとなしく

【5月18日~5月末(※特定警戒都道府県の指定解除されるまで)】

※太字は特に重要事項

※ガイドラインはコロナ対策として推奨される項目をまとめ、個々のお店・旅館・町民の 意思決定を支援するものである

※状況に応じて変化する

- ① お店側、お客様のどちらも感染している可能性がある前提で接客する (感染回避の意識を持つため)
- ② のれんを出さず、予約のみの営業 (予約時の段階で客を選択する余地をつくるため)
- ③ 予約のお客様であっても、入店時に体調不良と認識できるお客様は断る (感染者と接触する可能性を避けるため)
- ④ 人と人との間隔を2m(推奨、最低1m以上)空ける、間隔を確保するために椅子・座席の数を減らす

(接触を防ぐため)

⑤ 対面で座らない

(飛沫感染の可能性を抑えるため)

⑥ 必要な時(飲食中など)以外、マスクの着用

(飛沫感染の可能性を抑えるため)

⑦ 入店時にアルコール消毒・手洗いをしてもらう

(感染の可能性を抑えるため)

⑧ トイレ、ドアノブ等の消毒を始業時、終業時、状況に応じて適宜行う トイレに消毒効果のある石鹸、消毒液の設置を確認し、お客様に手洗いをするよう声かけをする

ハンドペーパー導入

(感染の可能性を抑えるため)

⑨ 30分に1度、換気扇・開窓などを併用し換気をする (感染の可能性を抑えるため)

【予約時の確認事項】

① 住所、電話番号を聞く

(場合によっては断る 例:特定警戒都道府県からの来店など) (感染者発生後の対処に備えるため)

- ② 予約の時に、コロナ感染拡大防止にご協力をお願いする (感染者発生後の対処に備えるため)
- ③ 来店者の中に体調不良の方がいないか (体調不良の場合、断る)
- ④ 直近2週間の行動歴の把握 (場合によっては断る)
- ⑤ 予約しても、来店時に体調不良が確認された場合、入店拒否の可能性があることを伝える(入店時に明らかに体調不良を理由に断る際の、前振り)
- ⑥ マスクを持参すること(マスク着用の徹底のため)
- ⑦ 店に来るまでに他所に立ち寄る予定があるか (感染者発生時に対応できるように把握しておく)

【店頭での掲示】

- ① 予約制であること
- ② 来店者の中に体調不良の方がいないか
- ③ 直近2週間以内に感染した可能性はないか
- ④ 当店の従業員は体調確認 (発熱等)、適切な消毒 (手洗い、施設の消毒等)をしている ことの明示
- ⑤ 業務中にマスク等を着用することの明示

【店舗の事前準備】

- ① 調理員の体調確認
- ② 従業員は出勤時、調理前、トイレの後に適切な手洗い(30秒以上、2回)を実施
- ③ 業務中はマスク等を着用
- ④ 次亜塩素酸を使用した消毒液は毎日調整する (次亜塩素酸ナトリウムは分解してしまうため、毎日の調整が必要)
- ⑤ 予約と並行して顧客リストの作成 (感染者発生後の適切な対応のため、今後の営業のため)
- ⑥ 対面しない注文方法の工夫 (従来の注文方法ではなく、お客様が注文に紙に記入する、タブレットの導入等)
- ⑦ 大皿を避け、個々の提供を推奨

【後片付け】

① コロナウィルスが店内に存在するかもしれないとして行う

- ② 皿等の片付けは掃除用の手袋を着用、作業後は手洗いをする
- ③ 片付けと配膳前の皿等は作業を分ける
- ④ 皿洗い等の場合もマスクを着用
- ⑤ テーブル、椅子、メニュー等触れやすい場所を消毒
- ⑥ 次のお客様を通す前に換気を行う

【テイクアウトの注意点】

- ① 出前、テイクアウトは作り置きせず、注文に応じて調理する
- ② 食中毒予防三原則を徹底(食中毒菌をつけない、増やさない、やっつける)
- ③ 購入後、なるべく早く召し上がるように喚起する

【保健所が感染者を把握した際の対応】

保健所の調査結果によって、濃厚接触者の選定や健康観察、店舗の消毒等の対応依頼をする場合がある。

※体調不良者が来店した場合、客本人が体調に関して相談する先は、「静岡県帰国者・接触者相談センター」があるため案内する。

静岡県帰国者接触者相談センター 連絡先 平日 8:30~17:15 050-5371-0561、050-5371-0562

上記以外の時間 050-5371-0561 (土日祝も含む)

○宿泊業用ガイドライン

3つの約束

- ・うつらないために手指の消毒
- ・うつさないためにマスクの着用
- ひろめないために体調不良はおとなしく

【5月18日~5月末(※特定警戒都道府県の指定解除されるまで)】

※太字は特に重要事項

※ガイドラインはコロナ対策として推奨される項目をまとめ、個々のお店・旅館・町民の 意思決定を支援するものである

- ※状況に応じて変化する
- ① お店側、お客様のどちらも感染している可能性がある前提で接客する (感染回避の意識を持つため)
- ② 予約のみの営業 (予約時の段階で客を選択する余地をつくるため)
- ③ 予約のお客様であっても、入店時に体調不良と認識できるお客様は断る (感染者と接触する可能性を避け、施設内の衛生状態を保つため)
- ④ 人と人との間隔を2m(推奨、最低1m以上)空ける、間隔を確保するために椅子・座 席の数を減らす

(接触を防ぐため)

⑤ 対面で座らない

(飛沫感染の可能性を抑えるため)

⑥ 必要な時(飲食中など)以外、マスクの着用

(飛沫感染の可能性を抑えるため)

⑦ 入店時にアルコール消毒・手洗いをしてもらう

(感染の可能性を抑えるため)

⑧ トイレ、ドアノブ等の消毒を始業時、終業時、状況に応じて適宜行う トイレに消毒効果のある石鹸、消毒液の設置を確認し、お客様に手洗いをするよう声かけをする

ハンドペーパー導入

(感染の可能性を抑えるため)

⑨ お客様の来店前に換気をする

(感染の可能性を押さえるため)

【予約時の確認事項】

① 住所、電話番号を聞く

(場合によっては断る 例:特定警戒都道府県からの来店など) (感染者発生後の対処に備えるため)

- ② 予約の時に、コロナ感染拡大防止にご協力をお願いする (感染者発生後の対処に備えるため)
- ③ 来店者の中に体調不良の方がいないか (体調不良の場合、断る)
- ④ 直近2週間の行動歴の把握 (場合によっては断る)
- ⑤ 予約しても、来店時に体調不良が確認された場合、入店拒否の可能性があることを伝える(入店時に明らかに体調不良を理由に断る際の、前振り)
- ⑥ マスクを持参すること(マスク着用の徹底のため)
- ⑦ 店に来るまでに他所に立ち寄る予定があるか (感染者発生時に対応できるように把握しておく)

【店頭での掲示】

- ① 予約制であること
- ② 来店者の中に体調不良の方がいないか
- ③ 直近2週間以内に感染した可能性はないか
- ④ 当店の従業員は体調確認 (発熱等)、適切な消毒 (手洗い、施設の消毒等)をしている ことの明示
- ⑤ 業務中にマスク等を着用することの明示

【店舗の事前準備】

- ① 調理員の体調確認
- ② 従業員は出勤時、調理前、トイレの後に正しい手洗い(30秒以上、2回)を実施
- ③ 業務中はマスク等を着用
- ④ 次亜塩素酸を使用した消毒液は毎日調整する (次亜塩素酸ナトリウムは分解してしまうため、毎日の調整が必要)
- ⑤ 予約と並行して顧客リストの作成 (感染者発生後の適切な対応のため)
- ⑥ 対面しない注文方法の工夫
- ⑦ (従来の注文方法ではなく、お客様が注文に紙に記入する、タブレットの導入等)
- ⑧ 大皿を避け、個々の提供を推奨
- ⑨ 部屋食の利用や、時間割による食堂利用などの工夫

【後片付け】

- ① コロナウィルスが存在しているものとして行う
- ② 皿等の片付けは掃除用の手袋を着用、作業後は手洗いをする
- ③ 片付けと配膳前の皿等は作業を分ける
- ④ 皿洗い等の場合もマスクを着用
- ⑤ テーブル、椅子、メニュー等触れやすい場所を消毒
- ⑥ 次のお客様を通す前に換気を行う

【旅館の消毒】

- ① リネン
 - (1) 熱水洗濯 (80℃、10分間) または 0.05~0.1%次亜塩素ナトリウム浸漬 (30分) する
- ② 室内
 - (1) 床は乾式のドライシート (クイックルワイパーなど) で清掃後、湿式清掃する
 - (2) 汚染されている可能性が高い場所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面台、便座、流水レバー等)は70%エタノールまたは、0.05%次亜塩素酸ナトリウムで拭く
 - (3) 0.05%次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後は、水拭きをする

【一般的な注意事項】

- ① 宿泊者名簿を記載(氏名、住所、職業、国内に住所を有しない外国人は国籍及び旅券番号)
- ② 宿泊者の体調に異変が生じた場合は宿泊施設に申し出るように伝える

【保健所が感染者を把握した際の対応】

保健所の調査結果によって、濃厚接触者の選定や健康観察、店舗の消毒等の対応依頼を する場合がある。

※体調不良者が来店した場合、客本人が体調に関して相談する先は、「静岡県帰国者・接触者相談センター」があるため案内する。

静岡県帰国者接触者相談センター 連絡先 平日 8:30~17:15 050-5371-0561、050-5371-0562

上記以外の時間 050-5371-0561 (土日祝も含む)